

**令和6年度
磐田市Uターン促進奨学金返済支援補助金
申請の手引き**

磐田市 経済産業部 経済観光課

1. 磐田市Uターン促進奨学金返済支援補助金制度について

(1) 補助金の目的

磐田市では、Uターンを促進することで定住人口の増加を図るため、高等学校等卒業後に大学の進学のために県外に転出し、大学等卒業後に磐田市に転入した若者に対し、在学中に借り入れた奨学金の返済の一部について、予算の範囲内において補助金を交付します。

(2) 定義

「大学等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）、その他市長が認めるものとします。

(3) 補助金対象の奨学金

- ① 日本学生支援機構第一種奨学金
- ② 日本学生支援機構第二種奨学金
- ③ その他市長が認める奨学金

(4) 補助金の交付要件

次に記載する要件の全てに該当している必要があります。

- ① 高等学校（高等専門学校卒業者は中学校）卒業時に市内に居住していた者で、大学等の進学のために県外に転出した者
- ② 前号の転出後に磐田市内に転入した者で、(5)の規定による補助金の算定対象期間の間に本市に住民登録があり、現に居住し、就労している者
- ③ 大学等の在学中に(3)に掲げる奨学金の貸与を受け、卒業後にその返済を行っている者
- ④ 補助金の交付を申請しようとする年度の前年度以前に就労し、奨学金の返済を開始した者
- ⑤ 初回の補助金の交付申請年度の年度末において満30歳以下の者
- ⑥ 市税等を滞納していない者
- ⑦ 奨学金の返済に対する助成を他から受けていない者

(5) 補助金の算定対象期間・交付対象経費

補助金の交付を申請する年度の前年度の1年間とします。

※令和6年度申請の者は、令和5年度分の1年間が算定対象期間となります。

交付対象経費は、当該期間のうち、就労期間中に返済した額とします。

(6) 補助金の交付額・期間

上記により算出した額の2分の1以内の額とし、12万円を限度とします。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

補助金の交付を受けることができる期間は、就労を開始した日の属する年度の翌年度か

ら5年間です。

(7) 補助金の交付申請受付期間及び受付時間

2024年4月1日（月）～2025年2月28日（金）

受付時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までです。土曜日、日曜日、祝日の受付は行っておりません。

(8) 申請方法

経済観光課窓口への直接持参又は郵送にて提出してください。

(9) 受付窓口（受付場所）

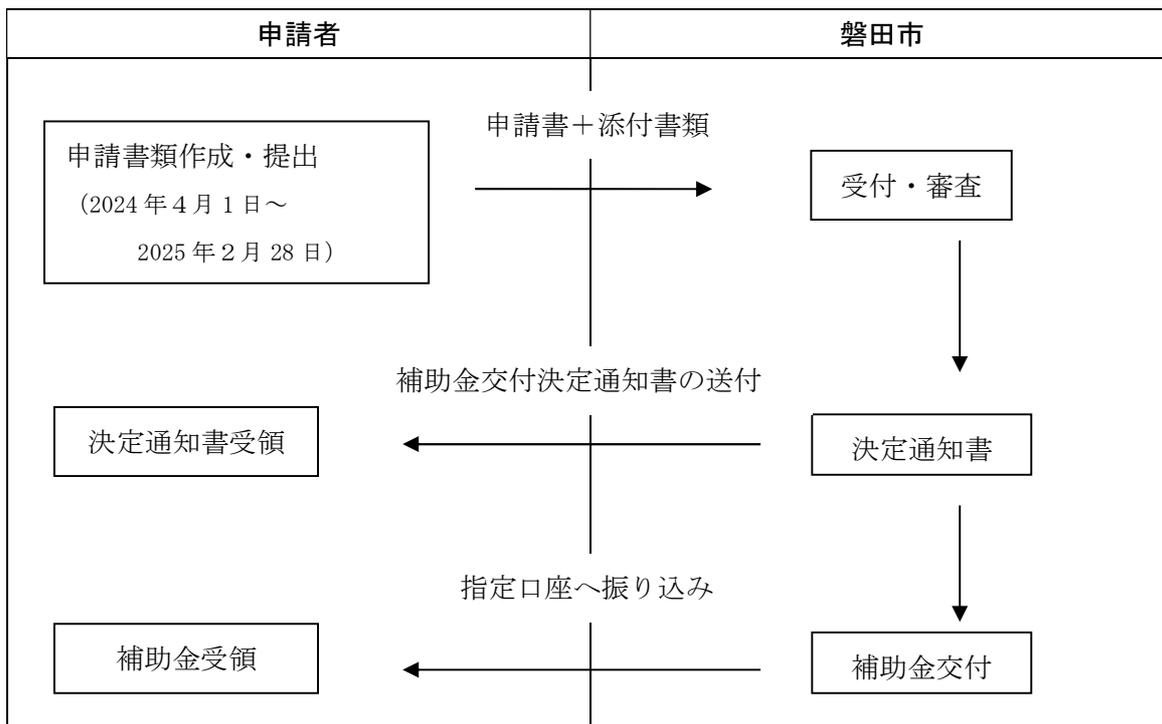
〒438-8650 磐田市国府台3番地1

磐田市役所 経済産業部 経済観光課 雇用促進グループ（西庁舎1階）

TEL：0538-37-4819／Fax：0538-37-5013

2. 申請方法

(1) 申請から補助金交付までの流れ



(2) 提出していただく書類

- ① 磐田市Uターン促進奨学金返済支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 高等学校等卒業時の住所が確認できる書類の写し（同意の上、公簿確認可）
- ③ 大学等在学時の住所が確認できる書類の写し（同意の上、公簿確認可）
- ④ 現住所が確認できる書類の写し（同意の上、公簿確認可）
- ⑤ 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証する書類の写し（奨学金貸与証明書等）
- ⑥ 算定対象期間の奨学金の返済額を証する書類の写し（奨学金返還額証明書等）
- ⑦ 奨学金の全体の返済計画を確認することができる書類の写し（奨学金返還証明書等）
- ⑧ 大学等の卒業が確認できる書類の写し
- ⑨ 市税完納証明書（同意の上、公簿確認可）
- ⑩ 事業所等から交付される労働条件通知書、就労証明書（様式第2号）又は就労を開始し、現に就労していることを証する書類

(3) ご持参いただく物

- ① 申請書に押印したものと同一の印鑑（訂正箇所がある場合等に使用します）
- ② 振込先口座が確認できるもの（通帳のコピー等）

※様式第1号、第2号は、磐田市ホームページからダウンロードできます。また、経済観光課（西庁舎1階）窓口で配布しています。

3. 申請における注意点

(1) 申請書全般における注意点

- ① 磐田市Uターン促進奨学金返済支援補助金交付要綱に基づいて、所定の様式で申請してください。
- ② 補助金交付申請書（様式第1号）に申請者本人が記入し、添付書類を添えて、経済観光課まで直接ご持参ください。
- ③ 各様式に押印する印鑑は、必ず全て同じものを使用してください。また、認印でも構いませんが、ゴム印（シャチハタ等）は使用できません。
- ④ 記入を間違えた場合は、二重線で消し、訂正印（各様式に押印した印鑑と同じもの）を押印してください。修正液又は修正テープは絶対に使用しないでください。修正液又は修正テープで訂正した申請書は受付できません。

（修正例）

磐田  太郎

- ⑤ 申請書及び請求書の金額欄は修正できません。記入を間違えた場合は新たな用紙に書き直してください。
- ⑥ 申請書の提出から補助金の交付前までに、振込先口座が変更になった場合や、申請内容等に変更が生じた場合は、必ず受付窓口（経済観光課 0538-37-4819）までご連絡ください。

※日本学生支援機構による各種証明書の発行申請については、下記をご覧ください

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/shomeisho.html>

4. Q & Aについて

質問	回答
高等学校卒業後、住民票を異動せず県外の大学に進学し、下宿した場合は対象になるの？	県外での居住地が確認できる書類（アパートの契約書の写し等）があれば対象とします
短期大学、専門学校、大学院在学時に借り入れた奨学金の返済は対象になるの？	対象になります。
静岡県内の大学に進学し、下宿していた場合は対象になるの？	静岡県内への転出は対象となりません
静岡県外の大学に通学していた場合は対象になるの？	通学の場合は対象となりません
磐田市の事業所に就労しないと対象にならないの？	磐田市に転入後、居住し、就労していれば、就労先は磐田市でなくても対象になります
既にUターン就職しているが、対象になるの？	交付を受けることができる期間は、就労を開始した日の属する年度の翌年度から5年間で対象となりますので、令和元年度以降にUターン就職した方は対象となる可能性があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください
日本学生支援機構の奨学金以外は対象にならないの？	<p>以下の条件をすべて満たした奨学金は、補助対象となる場合があります。</p> <p>(1) 目的 対象となる奨学金は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）等に係る修業期間に対し、経済的な理由や家庭の事情で奨学資金を貸与されたものである。</p> <p>(2) 債権者（貸主） 金銭消費貸借契約の債権者（貸主）は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。</p> <p>(3) 債務者（借主） 金銭消費貸借契約の債務者（借主）は、原則奨学生本人である。ただし、例外として、親権者が債務者（借主）であるが、子弟の口座に直接振り込む契約は含まれる。</p>

	<p>(4) 元金の返済時期及び返済期間 元金の返済は卒業後から開始し、返済期間は貸与金額に応じて決まっている。</p> <p>(5) 利息及び保証料 金銭消費貸借契約は、保証料を含め無利子又は低廉な利息（上限：年3.0%）である。</p> <p>(6) 契約内容及び返済状況を証する書類 金銭消費貸借契約の債権者（貸主）は、以下に掲げる返済状況を証する書類を発行できなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金銭消費貸借契約締結時、奨学資金の貸与が目的であることが確認できる書類。 ・ 奨学資金の貸与を確認することができる書類。 ・ 算定対象期間の奨学資金の返済額を確認することができる書類。 ・ 奨学資金の全体の返済計画を確認できる書類。 <p>※浜松いわた信用金庫が発売している「磐田市限定 奨学ローン 故郷」も対象となります</p>
大学を中退したが対象になるの？	大学等の卒業が受給要件となります
現在就労していないが対象になるの？	現に就労していることが受給要件となります
就労後、転勤や転職により市外に転出した場合はどうなるの？	転出した時点で対象となりません
大学を卒業後、すぐにはUターンせず、数年後に就労のため磐田市内に転入した場合、すでに返済した分の奨学金は対象になるの？	磐田市に転入後の返済から対象になります